

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則 ……………	社会教育・文化財保護課	1頁
告 示	○ 令和4年度三重県立高等学校入学定員……………	教育政策課	2頁
人事異動	○ 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会委員の 任命について ……………	社会教育・文化財保護課	4頁

### 規 則

三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則をここに公布します。  
令和三年七月十二日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県教育委員会規則第七号

##### 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会規則

###### (趣旨)

第一条 この規則は、三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）第六条の四第六項の規定に基づき、特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

###### (委員長)

第二条 選定委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

###### (会議)

第三条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

###### (委員の責務)

第四条 委員は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）

第八条第一項の規定による選定の申請をしたもの（次項及び次条において「申請事業者」という。）に対し、特定事業実施事業者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

1 委員が申請事業者と利害関係を有するものと認められる場合

1 申請事業者から委員に対し、特定事業実施事業者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

###### (委員の除斥)

第五条 委員は、申請事業者と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

###### (庶務)

第六条 選定委員会の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第17号

三重県高等学校条例（昭和39年3月25日条例第46号）第4条の規定により、令和4年度三重県立高等学校入学定員を次のとおり定めます。

令和3年7月8日

三重県教育委員会

令和4年度 三重県立高等学校 入学定員

(全日制課程)

学 校 名	学科・コース名	入学定員
桑 名	普通	240
	理数	40
	衛生看護	40
	計	320
桑名西	普通	280
	計	280
桑名北	普通	200
	計	200
桑名工業	◎機械	40
	材料技術	40
	電気	40
	電子	40
	計	160
いなべ総合学園	総合学科	280
	計	280
四 日 市	普通	240
	国際科学コース	80
	計	320
四日市南	普通	240
	数理科学コース	80
	計	320
四日市西	◎普通	200
	比較文化・歴史コース	40
	数理情報コース	40
	計	280
朝 明	普通	160
	ふくし	40
	計	200
四日市四郷	普通	160
	スポーツ科学コース	40
	計	200
四日市工業	機械	40
	電子機械	40
	電気	40
	電子工学	40
	建築	40
	物質工学	40
	自動車	40
計	280	

学 校 名	学科・コース名	入学定員
四 日 市 中央工業	機械	40
	電気	40
	化学工学	40
	都市工学	40
	設備システム	40
	計	200
四日市商業	商業	200
	情報マネジメント	40
	計	240
◎四日市農芸	農業科学	40
	食品科学	40
	環境造園	40
	生活文化	80
	計	200
菰 野	普通	160
	計	160
川 越	普通	240
	国際文理	80
	計	320
神 戸	普通	240
	理数	80
	計	320
飯 野	応用デザイン	80
	英語コミュニケーション	80
	計	160
白 子	普通	160
	文化教養(吹奏楽)コース	40
	生活創造	40
	計	240
石 葉 師	普通	120
	計	120
稲 生	普通	120
	体育	80
	計	200
亀 山	普通	80
	システムメディア	80
	総合生活	40
	計	200

◎ 括弧でくくった学校・学科については「くくり募集」を行います。

(全日制課程)

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
津	普 通	320
	計	320
津 西	普 通	240
	国 際 科 学	80
	計	320
津 商 業	ビ ジ ネ ス	200
	情 報 シ ス テ ム	40
	計	240
津 東	普 通	280
	計	280
津 工 業	機 械	120
	電 気	40
	電 子	40
	建 設 工 学	40
	計	240
久 居	普 通	200
	計	200
久居農林	生 物 生 産	40
	生 物 資 源	40
	環 境 情 報	40
	環 境 土 木	40
	生 活 デ ザ イン	80
	計	240
白 山	普 通	70
	情 報 コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン	35
	計	105
上 野	普 通	240
	理 数	40
	計	280
あけぼの 学 園	総 合 学 科	80
	計	80
伊賀白鳳	◎ 機 械	35
	電 子 機 械	35
	建 築 デ ザ イン	35
	生 物 資 源	35
	フ ー ド シ ス テ ム	35
	経 営	30
	ヒ ュー マ ン サ ー ビ ス	35
計	240	
名 張	総 合 学 科	200
	計	200
名張青峰	普 通	200
	文 理 探 究 コー ス	40
	計	240
松 阪	普 通	200
	理 数	80
	計	280
松阪工業	機 械	40
	電 気 工 学	40
	工 業 化 学	40
	繊 維 デ ザ イン	40
	自 動 車	40
計	200	
松阪商業	総 合 ビ ジ ネ ス	120
	国 際 ビ ジ ネ ス	40
	計	160
飯 南	総 合 学 科	80
	計	80

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
相 可	普 通	80
	生 産 経 済	40
	環 境 創 造	40
	食 物 調 理	40
	計	200
昴 学 園	総 合 学 科	80
	計	80
明 野	生 産 科 学	40
	食 品 科 学	40
	生 活 教 養	40
	福 祉	40
	計	160
宇治山田	普 通	200
	計	200
伊 勢	普 通	240
	国 際 科 学 コー ス	40
	計	280
宇治山田 商 業	商 業	80
	情 報 処 理	40
	国 際	40
	計	160
伊勢工業	機 械	80
	電 気	40
	建 築	40
	計	160
南伊勢	普 通	80
	普 通	80
	計	80
鳥 羽	総 合 学 科	80
	計	80
志 摩	普 通	80
	計	80
水 産	海 洋 ・ 機 関	40
	水 産 資 源	40
	計	80
尾 鷲	普 通	70
	プ ロ グ レ ッ シ ョ ン コー ス	35
	情 報 ビ ジ ネ ス	35
	シ ス テ ム 工 学	35
	計	175
木 本	普 通	120
	総 合 学 科	40
	計	160
紀 南	普 通	80
	計	80
	総 計	10,880

◎ 括弧でくくった学校・学科については「くくり募集」を行います。

※ 南伊勢高等学校は、定員を両校舎合わせて80人として一括で募集し、入学後は希望する校舎で学習します。

(定時制課程)

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
桑 名	普 通	40
	計	40
四日市工業	機 械 交 通 工 学	40
	住 シ ス テ ム 工 学	40
	計	80
北 星	◎ 普 通 ( 昼 間 部 )	40
	情 報 ビ ジ ネ ス ( 昼 間 部 )	40
	普 通 ( 夜 間 部 )	40
	計	130
飯 野	普 通	80
	計	80
みえ夢学園	総 合 学 科 ( 午 前 の 部 )	40
	総 合 学 科 ( 午 後 の 部 )	40
	総 合 学 科 ( 夜 間 部 )	40
	計	120
上 野	普 通	40
	計	40
名 張	普 通	40
	計	40
松 阪 工 業	普 通	40
	計	40
伊 勢 ま な び	普 通 ( 午 前 の 部 )	40
	普 通 ( 午 後 の 部 )	40
	も の づ く り 工 学 ( 夜 間 部 )	40
	計	120
尾 鷲	普 通	40
	計	40
木 本	普 通	40
	計	40
総 計		770

◎ 括弧でくくった学校・学科については「くくり募集」を行います。

(通信制課程)

学 校 名	学 科 ・ コース名	入 学 定 員
北 星	普 通	240
	計	300
松 阪	普 通	200
	計	200
総 計		500

人 事 異 動

三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和60年三重県条例第5号）第6条の4第4項の規定により、次のとおり三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会委員を任命しました。

令和3年7月12日

三 重 県 教 育 委 員 会

1 任命する委員の氏名

板谷 明美  
加納 白一  
佐野 仁美  
白木原 香織  
田端 千夏子  
山崎 智博  
山本 幹  
横山 幸司

2 任期 令和3年7月12日から事業契約（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第2項第5号に規定する事業契約をいう。）を締結する日まで

発 行  
津 市 広 明 町 13 番 地 三 重 県 教 育 委 員 会